

次のとおり公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和4年8月1日

北海道知事 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

- (1) 業務名
「北の縄文」SNS動画広告掲載委託業務
- (2) 業務の目的
既存のオリジナルPR動画をSNS動画広告として掲載し、令和3年7月に世界遺産登録された「北海道・北東北の縄文遺跡群」を含む北海道全域に存在する縄文遺跡・文化（以下「北海道の縄文」という。）について、広く国内外へその魅力を発信することにより、これまで縄文遺跡や縄文文化でなじみがなかった層への「北海道の縄文」の認知度向上や、「北の縄文ファン」の来訪意欲を高めることで、世界遺産登録の効果の波及拡大を図り、地域の賑わいの創出につなげることを目的とする。
- (3) 業務の内容
 - ア SNSへの動画広告掲載
 - ・オリジナルPR動画「JOMON IN HOKKAIDO」令和2年度作成版（15秒）及び令和3年度作成版（30秒）を使用すること。なお、オリジナルPR動画は企画提案検討者からの申込みにより、同素材を記録した媒体を貸与する。
 - ・2種類のSNSに掲載すること。
 - ・縄文遺跡や縄文文化になじみのない層にも浸透させるようターゲットを設定すること。
 - ・広告のリンク先は「北海道縄文世界遺産推進室」ホームページ（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/bns/jomon/>）とすること。
 - ・広告の視聴実績の分析・検証
 - イ その他
 - ・広報媒体について、加工し利用する際には、事前に委託者と協議すること。
- (4) 契約期間 契約締結日から令和5年3月24日（金）まで

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

- (1) 委託事業者
単体の法人若しくは団体又は、複数の法人等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。
- (2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。
 - ア 道内に本社若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合も含む。）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。なお、コンソーシアムの場合は、半数以上の構成員の本社又は事業所が道内に所有し、代表となる構成員の本社又は事業所が道内に存在すること。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に掲げる者（未成年者、被補佐人又被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない）でないこと。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - オ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
 - カ 暴力団関係事業者等でないこと。

キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ）

(イ) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納付義務がある場合を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合は除く）。

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条に規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ケ コンソーシアムの構成員が単体の法人又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

コ 団体においては、団体規約及び会計帳簿を備え、予算と決算を行っていること。

サ 特定非営利活動法人の場合は、直近2年度分の特定非営利活動促進法第29条に定める事業報告書等を所管庁へ提出していること。

3 応募の手続き

(1) 資格審査申請書の提出期限、場所、方法、部数

ア 提出期限 令和4年8月12日(金)午後5時必着

イ 提出場所 3(4)に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送(簡易書留に限る)

エ 提出様式 別添1のとおり

オ 提出部数 1部

(2) 企画提案書の提出期限、場所、方法、部数

ア 提出期限 令和4年8月24日(水)午後5時必着

イ 提出場所 3(4)に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送(簡易書留に限る)

エ 提出様式 別添2のとおり

オ 提出部数 6部(法人名等については、1部のみ記載し、残り5部については、それらを記載しないこと。また文中にも法人名等を記載しないこと。)

(3) 質問の受付

電子メール（メールアドレス：kansei.bunka@pref.hokkaido.lg.jp）で受け付けます。

「件名」に【質問：「北の縄文」SNS動画広告掲載委託業務<企業名>】と明記し、本文に業務名、担当職・氏名及び連絡先電話番号を記載した上で、質問事項を明記してください。

なお、質問内容の趣旨等を確認させていただく場合があります。

送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

(4) 提出窓口

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目

北海道環境生活部文化局文化振興課縄文世界遺産推進室

担当 依田

電話 011-231-4111（内線24-145）

011-204-5168（直通）

4 企画提案説明書の交付に関する事項

(1) 交付期間 告示した日から令和4年8月12日(金)午後5時まで

（交付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）

(2) 交付場所 北海道環境生活部文化局文化振興課縄文世界遺産推進室

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/bns/index.htm>

5 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

6 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた評価基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

7 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

8 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道環境生活部文化局文化振興課縄文世界遺産推進室
- (2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 12階
- (3) 連絡先 電話番号 011-204-5168
ファクシミリ 011-232-8695
メールアドレス kansei.bunka@pref.hokkaido.lg.jp

9 業務上の留意事項

- (1) 受託決定後、企画提案の内容を基本として、北海道と受託者が協議し委託業務の内容を決定する。
- (2) 業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

10 その他

- (1) 資格審査申請書及び企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 審査結果及び特定者名は、公表する。
- (3) 詳細は、企画提案説明書による。